

公益社団法人日本動物病院協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本動物病院協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、動物病院及び動物医療の充実並びに動物病院における家庭動物の生理及び行動に関する調査研究の成果の活用を図ることにより、高齢者及び障害者をはじめとする人が飼養し生活を共にするのに適した健康で性格温順な家庭動物の育成等を推進し、もって人と動物とのふれあい(アニマルセラピー)を通しての人のいきがいの創造と福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 動物病院及び動物医療の充実に関する事業
- (2) 動物病院による地域社会への貢献を推進する事業
- (3) 前各号の事業についての国内・国際交流の促進に関する事業
- (4) 前各号の事業に付帯する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第5号の事業は日本全国で行うものとする。

第3章 会員等

(会員の構成)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び家庭動物の診療施設の代表者
- (2) 準会員 次に掲げる者で、この法人の目的に賛同して入会した者
 - 1) 個人獣医師及び愛玩動物看護師
 - 2) 医師、薬剤師等で家庭動物の診療施設の活動に関連する職種の者
 - 3) その他社会福祉施設の訪問活動等この法人の事業に従事する熱意を有する者

- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定める社員とする。

(入会)

第6条 正会員、準会員、賛助会員として入会しようとする者は、第25条第4項に定める会長（以下同じ。）が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、第13条第2項に定める総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が

本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額、納入方法等は総会の決議を経て、会員の構成ごとに定める。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年後見又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 総正会員の同意があるとき
- (6) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届けを提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 この法人は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づき、その会員を除名することができる。この場合には、この法人はその総会の日1週間前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたとき
- (2) この法人の定款又は法令に違反したとき
- (3) その他、この法人の事業を妨げ、名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返金しない。

(届出)

第12条 会員は、その氏名、住所、家庭動物の診療施設の名称、その他会長が別に定める事項を届け出なければならない。当該事項について変更があったときも同様とする。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 第45条第1項第3号から第6号に定める計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。
(招集)

第 16 条 総会は、法令に特別の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員総数の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員報酬等、事業の全部譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定してない場合はその旨）を含む。）

(3) 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、並びに総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限

4 この法人は社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする

5 会長は、総会の日々の 2 週間前までに、正会員に対し、前項各号に掲げる事項、電子提供措置を取っている旨その他法務省令で定める事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

6 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、議決権行使書面を添付しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 総会における決議には、議長は加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権の代理行使)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては、第 19 条の規定については、総会に出席したものとみなす。

2 前項の場合には、総会ごとにその代理権を証する書面をこの法人に提出することを要する。

(書面による議決権の行使)

第 21 条 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない正会員は、第 16 条第 6 項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 19 条に定める出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 前項の書面は、総会の日直前の業務時間の終了時まで、この法人の事務局に到達しない場合は、無効とする。

(決議の省略)

第22条 会長が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを理事会において定めるものとし、第16条から前条までの規定を適用しない。

(電磁的方法による招集通知及び議決権の行使)

第23条 会長は、招集通知について、書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

2 総会に出席しない正会員は、法令で定めるところにより、電磁的方法により議決権を行使できる。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席正会員の中から、その総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 6名以上10名以内

(2)監事 2名以内

2 理事のうちから会長1名、副会長4名以内を置く。

3 理事のうちから専務理事及び常務理事を各1名置くことができる。

4 第2項の会長をもって、法人法に定める代表理事とする。

5 副会長、専務理事、常務理事及び業務担当理事をもって、法人法に定める業務執行理事とする。

(選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務担当理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事全員の同意を受けなければならない。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(資格)

第27条 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

2 法人法第65条第1項に規定する者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第6条第1号に規定する者は、理事又は監事となることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長、専務理事、常務理事及び業務担当理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務担当理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第31条 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。ただし、その理事又は監事に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第34条 この法人に、任意の機関として5名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は次の職務を行う。

(1) この法人の運営上重要な事項について、会長の諮問に応じ参考意見を述べること。

(2) 総会及び理事会に出席して意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべて理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務担当理事の選定並びに解職

(招集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員に同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は会長とする。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事の議決権の数は 1 人 1 個とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 41 条 この法人の財産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 42 条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て会長が別に定める。

2 この法人は、株式（出資）を保有する場合において、その株式（出資）の発行会社に対して、株主等としての権利を行使するときは、次の事項を除き、権利の行使又は権利の行使を請求してはならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(経費の支弁方法)

第 43 条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により、報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第 46 条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 47 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 45 条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 49 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 50 条 事務局には、法令に定める帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆が見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第56条 この定款の施行に関して必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は水谷渉とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成21年5月1日施行
平成24年6月24日改定
平成26年6月21日改定
平成27年10月16日改定
令和5年6月21日改定